

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>I 総則</p> <p>I-1 前払式支払手段の範囲等</p> <p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号</p> <p>(1) 次に掲げる証券等又は番号、記号その他の符号については、法第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当しない。</p> <p>① ~ ④ (略)</p> <p>⑤ 本人であることを確認する手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証券、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの</p> <p>(注)「本人であることを確認する手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証券、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの」とは、以下のイ及びロの要件のいずれも満たすものをいう。</p> <p>イ. 記名や暗証番号等により使用者が権利者本人に限定されること</p> <p>ロ. その証券等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、物品の購入・サービス等が提供されるものであって、以下のiからiiiの要件をすべて満たすものであること</p> <p>i) 当該証券等又は番号、記号その他の符号に頼らず、帳簿等その他の手段によって権利金額や回収の金額が管理されること</p> <p>ii) 当該証券等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、物品の購入・サービス等が提供される仕組みとなっており、利用者一般において実際そのように運用されること</p> <p>iii) 当該証券等又は番号、記号その他の符号が「証券等又は番号、記号その他の符号の提示等により権利行使ができる」など、利</p>	<p>【本編】</p> <p>I 総則</p> <p>I-1 前払式支払手段の範囲等</p> <p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号</p> <p>(1) 次に掲げる証券等又は番号、記号その他の符号については、法第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当しない。</p> <p>① ~ ④ (略)</p> <p>⑤ 本人であることを確認する手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証券、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの</p> <p>(注)「本人であることを確認する手段等で証券等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証券、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの」とは、以下のイ及びロの要件のいずれも満たすものをいう。</p> <p>イ. 記名や暗証番号等により使用者が権利者本人に限定されること</p> <p>ロ. その証券等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、物品の購入・サービス等が提供されるものであって、以下のiからiiiの要件を全て満たすものであること</p> <p>i) 当該証券等又は番号、記号その他の符号に頼らず、帳簿等その他の手段によって権利金額や回収の金額が管理されること</p> <p>ii) 当該証券等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、物品の購入・サービス等が提供される仕組みとなっており、利用者一般において実際そのように運用されること</p> <p>iii) 当該証券等又は番号、記号その他の符号が「証券等又は番号、記号その他の符号の提示等により権利行使ができる」など、利</p>

現 行	改 正 後
<p>用者が「前払式支払手段」と判断するような表示又は説明が行われないこと。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>(2) 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、法第 20 条各項に規定する場合を超えて払戻し（換金や現金の引き出し）を自由に認めているものについては、前払式支払手段と性格を異にするため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>I－2 基準日未使用残高の算出方法</p> <p>I－2－1 基準日未使用残高の算出方法</p> <p>(1) 前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号。以下「内閣府令」という。）第 4 条の規定により基準日（法第 3 条第 2 項に規定する基準日をいう。以下同じ。）における基準日未使用残高の額を算出する場合、当該基準日の直前の基準日における基準日未使用残高（法第 3 条第 1 項第 2 号の前払式支払手段にあつては、その計算の基礎となった物品又は役務の数量を、当該基準日において金銭に換算した金額）に、基準期間発行額（当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額として当該基準日において内閣府令第 48 条第 1 項の規定により算出した額をいう。）から、基準期間回収額（当該基準日を含む基準期間における前払式支払手段の回収額として、当該基準日において同条第 2 項の規定により算出した額をいう。）を控除した額を加えた額で計算することができるものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>用者が「前払式支払手段」と判断するような表示又は説明が行われないこと。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>(2) 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、法第 20 条第 1 項又は第 5 項に規定する場合を超えて払戻し（換金や現金の引き出し）を自由に認めているものについては、前払式支払手段と性格を異にするため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>I－2 基準日未使用残高の算出方法</p> <p>I－2－1 基準日未使用残高の算出方法</p> <p>(1) 前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号。以下「内閣府令」という。）第 4 条の規定により基準日（法第 3 条第 2 項に規定する基準日をいう。以下同じ。）における基準日未使用残高の額を算出する場合、当該基準日の直前の基準日における基準日未使用残高（法第 3 条第 1 項第 2 号の前払式支払手段にあつては、その計算の基礎となった物品又は役務の数量を、当該基準日において金銭に換算した金額）に、基準期間発行額（当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額として当該基準日において内閣府令第 48 条第 1 項の規定により算出した額をいう。）から、基準期間回収額（当該基準日を含む基準期間における前払式支払手段の回収額として、当該基準日において同条第 2 項の規定により算出した額をいう。）を控除した額を加えた額で計算することができるものとする。<u>（注）</u></p> <p><u>（注）法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、「直前の基準日」は、当該通常基準日の直前の通常基準日とし、「当該基準日を含む基準期間」は、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 前払式支払手段に該当する証票等又は番号、記号その他の符号を一部無償で発行した場合には、以下の要件を<u>すべて</u>満たした場合に限り、当該無償発行分については前払式支払手段の発行額、回収額及び未使用残高に計上しないこととすることができる。</p> <p>① <u>表示事項</u>やデザインによって、対価を得て発行されたものと無償で発行されたものを明確に区別することが可能であること</p> <p>② 帳簿書類上も、発行額、回収額、未使用残高について、対価を得て発行されたものと無償で発行されたものが区分して管理されていること</p> <p>(略)</p> <p>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</p> <p>II—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>II—2—1 表示義務</p> <p>前払式支払手段を発行することは、その利用者から信用の供与を受けることを意味することから、当該信用供与の状態を明らかにしておくことは、利用者の利益の保護の観点から、非常に重要である。</p> <p>また、前払式支払手段は、証票型、ICカード型、サーバ型と様々な形態のものが存在することから、それぞれの態様に応じて、適切に情報が提供される必要がある。</p> <p>II—2—1—1 主な着眼点</p> <p>① 前払式支払手段（サーバ型前払式支払手段を除く）と一体となっている書面その他のものに、<u>法第13条第1項の規定に従って同項各号で定められた事項が漏れなく記載されているか</u>（注1）。</p>	<p><u>間とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前払式支払手段に該当する証票等又は番号、記号その他の符号を一部無償で発行した場合には、以下の要件を<u>全て</u>満たした場合に限り、当該無償発行分については前払式支払手段の発行額、回収額及び未使用残高に計上しないこととすることができる。</p> <p>① <u>情報の提供内容</u>やデザインによって、対価を得て発行されたものと無償で発行されたものを明確に区別することが可能であること</p> <p>② 帳簿書類上も、発行額、回収額、未使用残高について、対価を得て発行されたものと無償で発行されたものが区分して管理されていること</p> <p>(略)</p> <p>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</p> <p>II—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>II—2—1 情報の提供義務</p> <p>前払式支払手段を発行することは、その利用者から信用の供与を受けることを意味することから、当該信用供与の状態を明らかにしておくことは、利用者の利益の保護の観点から、非常に重要である。</p> <p>また、前払式支払手段は、証票型、ICカード型、サーバ型と様々な形態のものが存在することから、それぞれの態様に応じて、適切に情報が提供される必要がある。</p> <p>II—2—1—1 主な着眼点</p> <p>① <u>内閣府令第21条第1項に規定する方法により情報を提供する前払式支払手段である場合については、同項の規定に従って法第13条第1項各号で定められた事項が漏れなく記載されているか</u>（注1・注2）。</p>

現 行	改 正 後
<p>② <u>サーバ型前払式支払手段のうち、その発行時に当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付する場合については、法第 13 条第 1 項の規定に従い、当該書面その他のものに、同項各号で定められた事項が漏れなく表示されているか（注 1・注 2）。</u></p> <p>（注 1）前払式支払手段発行者が認定資金決済事業者協会の会員である場合には、表示義務の対象となる項目の一部については、法第 13 条第 3 項の規定に基づき同協会のホームページに掲載する方法も認められていることに留意する。</p> <p>（注 2）<u>法第 13 条第 1 項に規定する「前払式支払手段と一体となっている書面その他の物」とは、利用者が当該前払式支払手段を使用する際に提示又は交付する必要があるものを指し、単に、前払式支払手段となる番号、記号その他の符号が記載されているだけで、利用者が当該前払式支払手段を利用する際に、当該書面その他の物を提示又は交付することを要しないものは含まれないことに留意する。</u></p> <p>③ <u>サーバ型前払式支払手段のうち、その発行時に当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合については、利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際（当該前払式支払手段が加算型前払式支払手段であって、当該加算が行われる場合を除く。）に、必ず、法第 13 条第 1 項各号に規定する表示事項に該当する情報を確認する手続となっているか。また、利用者が前払式支払手段を購入した後にも、表示事項に該当する情報を確認できるようになっているか。</u></p> <p>Ⅱ－2－1－2 監督手法・対応 検査の指摘事項等によって把握された表示義務に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p>	<p>② <u>内閣府令第 21 条第 2 項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合については、利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際（当該前払式支払手段が加算型前払式支払手段であって、当該加算が行われる場合を除く。）に、必ず、法第 13 条第 1 項各号に規定する事項に関する情報を確認する手続となっているか。また、利用者が前払式支払手段を購入した後にも、当該情報を確認できるようになっているか。（注 1）</u></p> <p>（注 1）前払式支払手段発行者が認定資金決済事業者協会の会員である場合には、情報の提供義務の対象となる項目の一部については、法第 13 条第 2 項の規定に基づき同協会のホームページに掲載する方法も認められていることに留意する。</p> <p>（注 2）<u>内閣府令第 21 条第 1 項に規定する「前払式支払手段と一体となっている書面その他の物」とは、利用者が当該前払式支払手段を使用する際に提示又は交付する必要があるものを指し、単に、前払式支払手段となる番号、記号その他の符号が記載されているだけで、利用者が当該前払式支払手段を利用する際に、当該書面その他の物を提示又は交付することを要しないものは含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>Ⅱ－2－1－2 監督手法・対応 検査の指摘事項等によって把握された情報の提供義務に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3による。）。</p> <p>（略）</p>	<p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3による。）。</p> <p>（略）</p>
<p>Ⅱ-2-5 サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応</p>	<p>Ⅱ-2-5 サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応</p>
<p>Ⅱ-2-5-1 主な着眼点</p>	<p>Ⅱ-2-5-1 主な着眼点</p>
<p>① （略）</p> <p>② 被害者からの申出等をもとに、利用停止を行った前払式支払手段について未使用の残高がある場合には、被害者の財産的被害を迅速に回復するため、返金手続等（注）について社内規則で定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。 （注）被害者からの申出等をもとに、詐欺被害として利用停止等を行った場合の返金手続等については、法第 20 条第 2 項に基づく払戻しに当たらないことに留意する。ただし、迅速な被害回復の観点から、法第 20 条第 2 項及び内閣府令第 42 条各号に基づく払戻しとして処理することを妨げるものではない。</p>	<p>① （略）</p> <p>② 被害者からの申出等をもとに、利用停止を行った前払式支払手段について未使用の残高がある場合には、被害者の財産的被害を迅速に回復するため、返金手続等（注）について社内規則で定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。 （注）被害者からの申出等をもとに、詐欺被害として利用停止等を行った場合の返金手続等については、法第 20 条第 5 項に基づく払戻しに当たらないことに留意する。ただし、迅速な被害回復の観点から、法第 20 条第 5 項及び内閣府令第 42 条各号に基づく払戻しとして処理することを妨げるものではない。</p>
<p>③ （略）</p>	<p>③ （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>Ⅱ-3 事務運営</p>	<p>Ⅱ-3 事務運営</p>
<p>Ⅱ-3-2 前払式支払手段の払戻し</p>	<p>Ⅱ-3-2 前払式支払手段の払戻し</p>

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３－２－１ 主な着眼点</p> <p>①法第 20 条第 1 項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 内閣府令第 41 条第 2 項各号に規定する項目について、すべての営業所又は事務所及び加盟店において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県をすべて網羅する形で行われているか。（注）</p> <p>なお、同条第 3 項に規定する場合においては、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 22 条第 1 項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第 2 項に規定する情報提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報提供を行う必要がある。</p> <p>ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</p> <p>a. 利用終了の周知</p> <p>前払式支払手段の利用機会を一定期間確保する観点から、利用終了日を決定した場合には、速やかに自社ホームページや店頭ポスターでの掲示等により利用終了について周知する。</p> <p>b. 払戻しに係る申出期間</p> <p>法令で定める 60 日間は、最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する。</p> <p>c. 払戻しの周知方法</p> <p>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体等のホームページ、認定資金決済事業者協会ホームページや、独立行政法人国民生活センターホームページにおいても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、</p>	<p>Ⅱ－３－２－１ 主な着眼点</p> <p>①法第 20 条第 1 項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 法第 20 条第 2 項各号に規定する項目について、全ての営業所又は事務所及び加盟店において適切に掲示が行われるよう、例えば、加盟店へ掲示内容や掲示期間の周知を行うとともに掲示状況の確認を行うなど、適切な措置を講じているか。日刊新聞紙による公告については、払戻手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県を全て網羅する形で行われているか。（注）</p> <p>なお、内閣府令第 41 条第 4 項に規定する場合においては、前払式支払手段発行者は、営業所又は事務所及び加盟店における掲示に代えて、内閣府令第 21 条第 2 項各号の方法のうち、少なくとも法第 13 条第 1 項に規定する情報の提供義務を履行するために通常使用している方法により、所要の事項について情報の提供を行う必要がある。</p> <p>ロ. 前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</p> <p>a. 利用終了の周知</p> <p>前払式支払手段の利用機会を一定期間確保する観点から、利用終了日を決定した場合には、速やかに自社ホームページや店頭ポスターでの掲示等により利用終了について周知する。</p> <p>b. 払戻しに係る申出期間</p> <p>法令で定める 60 日間は、最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する。</p> <p>c. 払戻しの周知方法</p> <p>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体等のホームページ、認定資金決済事業者協会ホームページや、独立行政法人国民生活センターホームページにおいても掲示を行う。</p> <p>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定については、</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。</p> <p>(注1)「利用終了」とは、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）をいう。</p> <p>(注2)日刊新聞紙により公告や営業所または事務所及び加盟店における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が内閣府令第41条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合には、法第20条第1項に規定する払戻し手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p> <p>②法第20条第2項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 払戻金額の総額が内閣府令第42条において定める額を超える場合には期中であっても払戻しができなくなることを踏まえ、必要に応じて期中にあっても払戻実績を把握することとするなど、法令に定める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. 法第20条第2項及び内閣府令第42条第1号又は第2号に基づき、利用者からの払戻請求に応じている場合には、利用者に対して払戻手続について適切に説明を行っているか。例えば、利用者が、「常に払戻しが可能である」と誤認するおそれのある説明を行っていないか。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等</p>	<p>画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</p> <p>ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、もれなく払戻しが行われているか。</p> <p>(注1)「利用終了」とは、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）をいう。</p> <p>(注2)公告や営業所または事務所及び加盟店における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が法第20条第2項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合には、同条第1項に規定する払戻し手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。</p> <p>②法第20条第5項に基づく払戻しについて</p> <p>イ. 払戻金額の総額が内閣府令第42条において定める額を超える場合には期中であっても払戻しができなくなることを踏まえ、必要に応じて期中にあっても払戻実績を把握することとするなど、法令に定める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. 法第20条第5項及び内閣府令第42条第1号又は第2号に基づき、利用者からの払戻請求に応じている場合には、利用者に対して払戻手続について適切に説明を行っているか。例えば、利用者が、「常に払戻しが可能である」と誤認するおそれのある説明を行っていないか。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自家型発行者の変更届出の処理等 変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取扱うものとする。 イ. 当該変更届出等の提出を受けた財務局長は、別紙様式5により作成した変更届出通知書に、当該変更届出書、別紙様式6による財務局の意見書、従前の届出書及び添付書類並びに直前基準日の発行に関する報告書及び当該届出の直前に行った検査の報告書の写し等を添付して、新たな主たる営業所等の所在地を管轄することとなった財務局長に通知するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>ロ. (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 第三者型発行者の変更届出の処理等 ① 新たに役員となった者が法第10条第1項第9号イからホまでのいずれかに該当することが明らかになった場合には、届出者に対し、法第27条に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。 ② 変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取扱うものとする。 イ. 登録事項変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第20条第1項第7号の規定による添付書類（登録済通知書）を保管する。 ロ. 上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第20条第2項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式9により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、第三者型発行者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式10による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに直前基準日の発行に関する報告書及び当該登録事項変更</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自家型発行者の変更届出の処理等 変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取扱うものとする。 イ. 当該変更届出等の提出を受けた財務局長は、別紙様式5により作成した変更届出通知書に、当該変更届出書、別紙様式6による財務局の意見書、従前の届出書及び添付書類並びに直前基準日の発行に関する報告書(注)及び当該届出の直前に行った検査の報告書の写し等を添付して、新たな主たる営業所等の所在地を管轄することとなった財務局長に通知するものとする。 <u>(注) 法第29条の2第1項の規定の適用がある場合には、同項の届出の写しを添付することとし、発行に関する報告書については、直前基準日に限らず、監督上必要な範囲で添付する。</u></p> <p>ロ. (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 第三者型発行者の変更届出の処理等 ① 新たに役員となった者が法第10条第1項第9号イからホまでのいずれかに該当することが明らかになった場合には、届出者に対し、法第27条に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。 ② 変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取扱うものとする。 イ. 登録事項変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第20条第1項第7号の規定による添付書類（登録済通知書）を保管する。 ロ. 上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第20条第2項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式9により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、第三者型発行者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式10による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに直前基準日の発行に関する報告書(注)及び当該登録事項変更</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等 ① 前払式支払手段発行者に係る定期報告 イ. 財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、<u>各基準日の翌月から 3 ヶ月末までに監督局長に対して送付するものとする。</u> ロ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>Ⅲ-2-2 発行の業務の廃止の取扱い (1) (略)</p> <p>(2) 法第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づき前払式支払手段発行者より廃止等届出書が提出された場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、他の財務局長に届出を行った自家型発行者（法第 30 条第 1 項により、自家型発行者とみなされた者を含む。）又は登録を受けた第三者型発行者に対する当該事業の承継が行われた場合に限る）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の前払式支払手段発行者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 18 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前基準日の発行に関する報告書の写しを送付するものとする。</p>	<p>更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。 <u>（注）法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合には、同項の届出の写しを添付することとし、発行に関する報告書については、直前基準日に限らず、監督上必要な範囲で添付する。</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等 ① 前払式支払手段発行者に係る定期報告 イ. 財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、<u>各通常基準日の翌月から 3 ヶ月末までに監督局長に対して送付するものとする。</u> ロ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>Ⅲ-2-2 発行の業務の廃止の取扱い (1) (略)</p> <p>(2) 法第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づき前払式支払手段発行者より廃止等届出書が提出された場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、他の財務局長に届出を行った自家型発行者（法第 30 条第 1 項により、自家型発行者とみなされた者を含む。）又は登録を受けた第三者型発行者に対する当該事業の承継が行われた場合に限る）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の前払式支払手段発行者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 18 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、自家型発行者名簿又は第三者型発行者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前基準日の発行に関する報告書<u>（注）</u>の写しを送付するものとする。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後																
<p><u>（新設）</u></p> <p>(3) 、(4) （略）</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－２－４ 基準日報告書の取扱い</p> <p>(1) 内閣府令別紙様式第 27 号に規定する前払式支払手段の発行に関する報告書（以下「基準日報告書」という。）を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 「発行等の概要」欄においては、基準日未使用残高が前基準日未使用残高に比べて、急激に増加又は減少している場合には、必要に応じてヒアリングを実施するなど、その原因を把握するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第三者型発行者登録審査事務チェックリスト（この章の規定を遵守するために必要な体制）</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適否</th> <th style="width: 90%;">審 査 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第 16 条第 8 号）など</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>表示義務（Ⅱ－２－１）</u></td> </tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容		前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第 16 条第 8 号）など	（略）	（略）		<u>表示義務（Ⅱ－２－１）</u>	<p><u>（注）法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合には、同項の届出の写しを添付することとし、発行に関する報告書については、直前基準日に限らず、監督上必要な範囲で添付する。</u></p> <p>(3) 、(4) （略）</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－２－４ 基準日報告書の取扱い</p> <p>(1) 内閣府令別紙様式第 27 号に規定する前払式支払手段の発行に関する報告書（以下「基準日報告書」という。）を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 「発行等の概要」欄においては、基準日未使用残高が前基準日未使用残高<u>（注）</u>に比べて、急激に増加又は減少している場合には、必要に応じてヒアリングを実施するなど、その原因を把握するものとする。</p> <p><u>（注）法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、「前基準日未使用残高」は当該通常基準日の直前の通常基準日における未使用残高とする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第三者型発行者登録審査事務チェックリスト（この章の規定を遵守するために必要な体制）</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適否</th> <th style="width: 90%;">審 査 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第 16 条第 8 号）など</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>情報の提供義務（Ⅱ－２－１）</u></td> </tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容		前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第 16 条第 8 号）など	（略）	（略）		<u>情報の提供義務（Ⅱ－２－１）</u>
適否	審 査 内 容																
	前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第 16 条第 8 号）など																
（略）	（略）																
	<u>表示義務（Ⅱ－２－１）</u>																
適否	審 査 内 容																
	前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第 16 条第 8 号）など																
（略）	（略）																
	<u>情報の提供義務（Ⅱ－２－１）</u>																

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><input type="checkbox"/> 法第 13 条に基づく表示義務の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 【証券型・IC型前払式支払手段を発行する場合】 法第 13 条第1項各号に定められた事項を当該書面その他のものに漏れなく記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 【サーバ型前払式支払手段のうち、その発行時に当該前払式支払手段と一体となっている書面その他のものを交付する場合】 法第 13 条第1項各号に定められた事項を当該書面その他のものに漏れなく記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 【サーバ型前払式支払手段のうち、その発行時に当該前払式支払手段と一体となっている書面その他のものを交付しない場合】 利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際（当該前払式支払手段が加算型前払式支払手段であって、当該加算が行われる場合を除く。）に、必ず、法第 13 条第1項各号に規定する表示事項に該当する情報を確認する手続となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が前払式支払手段を購入した後も、表示事項に該当する情報を確認できるようになっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 法第 13 条に基づく情報の提供義務の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 【内閣府令第 21 条第1項に規定する方法により情報を提供する前払式支払手段である場合】 法第 13 条第1項各号に定められた事項を証券等又は当該書面その他の物に漏れなく記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (削除)</p> <p><input type="checkbox"/> 【内閣府令第 21 条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合】 利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際（当該前払式支払手段が加算型前払式支払手段であって、当該加算が行われる場合を除く。）に、必ず、法第 13 条第1項各号に規定する事項に関する情報を確認する手続となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が前払式支払手段を購入した後も、当該情報を確認できるようになっているか。</p>
<p>前払式支払手段の払戻し(Ⅱ-3-2)</p> <p><input type="checkbox"/> 法 20 条2項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、法令に定める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法 20 条2項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、利用者に対して払戻手続について適切な説明を行うこととしているか。</p>	<p>前払式支払手段の払戻し(Ⅱ-3-2)</p> <p><input type="checkbox"/> 法 20 条5項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、法令に定める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法 20 条5項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、利用者に対して払戻手続について適切な説明を行うこととしているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行						改 正 後					
【別紙様式集】 別紙様式 15（ひな型） （日本工業規格 A 4） 前払式支払手段発行残高調査票（平成 年 月 日現在） 財務（支）局 （単位：円）						【別紙様式集】 別紙様式 15（ひな型） （日本工業規格 A 4） 前払式支払手段発行残高調査票（平成 年 月 日現在） 財務（支）局 （単位：円）					
	基準期間 発行額	基準期間 回収額	基準日 未使用残高	うち法附則 第11条第4 項該当分	発行保証 金残高		通常基準期 間 発行額	通常基準期 間 回収額	通常基準日 未使用残高	うち法附則 第11条第4 項該当分	発行保証 金残高
自家型 発行者						自家型 発行者					
第三者型 発行者						第三者型 発行者					
合 計						合 計					
(記載上の注意) 法附則第9条適用者の数値は、第三者型発行者に含む。						(削除)					

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後																																		
<p>別紙様式 17（ひな型）（日本工業規格 A 4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） — 氏名、商号又は名称 代表者の 氏 名 印 ※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は、財務（支）局長にその旨連絡願います。</p> <p style="text-align: center;">払戻手続等に係る報告書</p> <p>払戻手続の実施予定について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 払戻手続の対象となる前払式支払手段の種類及び残高</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">前払式支払手段の種類</th> <th style="width: 35%;">直近未使用残高 (年 月 日基準日)</th> <th style="width: 35%;">払戻基準日未使用残高 (年 月 日基準日)</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(円)</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> </table> <p><u>(記載上の注意)</u> 払戻基準日とは、内閣府令第 41 条第 2 項の規定により公告した日をいう。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 新聞公告、営業所・加盟店等における掲示（公告・掲示予定日、掲載新聞等）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">公告、掲示予定日</th> <th style="width: 25%;">掲載新聞、場所等</th> </tr> <tr> <td>日刊新聞紙による公告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所・加盟店等における掲示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p>	前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (年 月 日基準日)	払戻基準日未使用残高 (年 月 日基準日)		(円)	(円)		公告、掲示予定日	掲載新聞、場所等	日刊新聞紙による公告			営業所・加盟店等における掲示			その他の方法			<p>別紙様式 17（ひな型）（日本工業規格 A 4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） — 氏名、商号又は名称 代表者の 氏 名 印 ※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は、財務（支）局長にその旨連絡願います。</p> <p style="text-align: center;">払戻手続等に係る報告書</p> <p>払戻手続の実施予定について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 払戻手続の対象となる前払式支払手段の種類及び残高</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">前払式支払手段の種類</th> <th style="width: 50%;">直近未使用残高 (年 月 日基準日)</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 新聞公告、営業所・加盟店等における掲示（公告・掲示予定日、掲載新聞等）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">公告の方法、掲示 予定日</th> <th style="width: 25%;">掲載新聞・ウェブ アドレス、場所等</th> </tr> <tr> <td>公告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業所・加盟店等における掲示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p>	前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (年 月 日基準日)		(円)		公告の方法、掲示 予定日	掲載新聞・ウェブ アドレス、場所等	公告			営業所・加盟店等における掲示			その他の方法		
前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (年 月 日基準日)	払戻基準日未使用残高 (年 月 日基準日)																																	
	(円)	(円)																																	
	公告、掲示予定日	掲載新聞、場所等																																	
日刊新聞紙による公告																																			
営業所・加盟店等における掲示																																			
その他の方法																																			
前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (年 月 日基準日)																																		
	(円)																																		
	公告の方法、掲示 予定日	掲載新聞・ウェブ アドレス、場所等																																	
公告																																			
営業所・加盟店等における掲示																																			
その他の方法																																			

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>（新設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の方法はホームページでの掲示等を行う場合記載すること。 ・場所等については、掲載した新聞の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。 <p>4. 内閣府令第 41 条第 2 項に規定するすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に、適切に掲示するための措置として想定されるもの</p> <p>（記載上の注意） 加盟店に対する払戻手続の周知方法や手続開始後の実施状況の把握を行うための措置を記載すること。</p> <p>5. ・ 6. （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公告の方法には、<u>日刊新聞紙による公告か電子公告かを記載すること。</u> ・その他の方法には、<u>電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を行う場合記載すること。</u> ・場所等については、掲載した新聞の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。 <p>4. 内閣府令第 41 条第 3 項に規定する<u>全ての</u>営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に、適切に掲示するための措置として想定されるもの</p> <p>（記載上の注意） 加盟店に対する払戻手続の周知方法や手続開始後の実施状況の把握を行うための措置を記載すること。</p> <p>5. ・ 6. （略）</p>